南砺市農業委員会第１５回総会会議録

1.招集日時　　平成 27 年　　9　月　　7　日

2.開会時刻　　平成 27 年　10　月　　1　日　　午後 2 時 00 分

3.閉会時刻　　平成 27 年　10　月　　1　日　　午後 3 時 20 分

4.場　　所　　城端庁舎　会議室

5.委員定数　　28 名

6.出席委員　　25 名　　欠席委員 3 名

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	百島　和博	出	15	杉森　桂子	出
2	齊藤　勇一	出	16	瀧　　由記男	出
3	浅野　清治	出	17	片山　昌作	出
4	上田　憲仁	出	18	藤永　隆夫	出
5	福田　孝洋	出	19	松平　勝	出
6	荒木　健二	出	20	齊藤　十明	出
7	前川　十一	出	21	澁谷　均	出
8	梅本　兵造	欠	22	杉本　文代	出
9	池田　又次郎	出	23	木下　春一	出
10	石尾　武雄	出	24	小橋　昭夫	出
11	山本　清	出	25	中川　寿	出
12	山本　敏	出	26	松本　篤治	欠
13	大谷　與一	欠	27	池田　喜昭	出
14	雨野　敬三	出	28	庵　　昭義	出

7.議事日程
　第 1　議事録署名委員の指名
　第 2　議案第 62 号　農地法第 3 条の規定による許可申請承認について
　　　　議案第 63 号　農地法第４条第１項の規定による許可申請承認について
　　　　議案第 64 号　農地法第５条第１項の規定による許可申請承認に

ついて

議案第 65 号	農用地利用集積計画（案）の決定について
協議第 12 号	農業振興地域内の農用地区域内における砂利採取の同意について
報告第 21 号	農地法第5条の規定による許可の一部取消し願いについて
報告第 22 号	農地法第 18 条第 6 項の賃貸借の規定による通知書について

8.事務局職員

事務局長　芝井　広、主幹　野原　健史、副主幹　久保　明子

9.会議の概要

事務局長	本日、8 梅本委員、13 大谷委員、26 松本委員より欠席の旨の通知がありましたので、ご報告いたします。出席委員は 28 名中 25 名で、農業委員会等に関する法律第 21 条第 3 項に規定する定足数に達しておりますので、総会が成立することをここにお知らせします。 それでは、ただ今より第 15 回総会を開会いたします。まず、はじめに会長より挨拶をお願いいたします。
会長	農作業もゴールが見えてきました。身体の方もお疲れかと思いますがご出席いただきありがとうございます。 今晩から爆弾低気圧が近づく様です。雨や風の被害が出ない様に祈るばかりです。 それでは本日、出ております案件につきましてこれから順次進めてまいりますので的確なご判断をいただきたいと思います。
議長（会長）	それでは只今より委員会を進めていきます。 これより議事に入りたいと思います。 まず、議事録署名委員の指名を行います。 4 番上田憲仁委員、5 番福田孝洋委員お願いいたします。

議長	それでは、議案第62号「農地法第3条の規定による許可申請承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。(3条について説明)
事務局	＝議案第62号について議案書をもとに朗読・説明＝ 今回は5件の申請がありました。面積は田6,538.00㎡、畑175.00㎡　計6,713.00㎡です。すべて所有権移転に関するものです。 受付番号 1 番は、一昨年、譲渡人が農地転用のため譲り受けた農地の代替地として譲り渡すものです。 受付番号 2 番と 3 番は、それぞれの耕作農地を管理しやすくするため、お互いの世帯員で農地を売買するもので、実質交換される形です。 受付番号 4 番は、譲渡人は農業経営の縮小を考えており、経営拡大に意欲のある近隣の方が譲受け耕作するものです。 受付番号 5 番は、譲渡人は県外に居住しているため、耕作及び管理が出来ないことから、申請地近くにお住まいの親戚の方に譲り渡すものです。 農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
議長	何か質疑ありますか。 （異議なし）せんざい
議長	議案第62号は原案どおり議決させていただきます。
事務局	次に、議案第63号「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について」を議題とし、事務局より説明を求めます。 ＝議案第63号について議案書をもとに朗読・説明＝ 今回は全部で2件の申請がありました。面積は田73.48㎡、畑185.00㎡、計258.48㎡です。 農作業敷地　　　　　1件　田2筆　73.48㎡

山林　　　　　　　　　　1件　畑1筆　185㎡

受付番号 1 番は、申請人は、自宅敷地と県道の間に農機具格納庫と農業用スペースを所有していましたが、平成25年県道拡幅工事に伴いそのほとんどが道路用地として収容されました。既存の宅地敷地内の納屋を改修するなどして作業をしておりましたが、農作業スペースが無く、作業効率が悪いため、今回、県道拡幅工事の際に残地となった農地が、三角形で耕作がしづらいことから、この土地を農業用スペースとして転用するものです。

農地区分は、10ha 以上の広がりをもつ農地ということで 1 種農地と判断され許可基準の既存地拡張に該当すると考えられます。

受付番号 2 番は、申請人は県外に居住しており、農地としての管理が難しいことから、平成 4 年頃に許可を得ず杉苗を植えたもので、現在は杉林となっています。今回の申請はいわゆる無断転用の是正です。

農地区分は、低生産性小集団農地ということで 2 種農地と判断され許可基準の代替可能性なしに該当すると考えられます。

議長　　何か質疑ありますか。

（異議なし）

議長　　議案第63号は原案どおり議決させていただきます。

議長　　次に、議案第64号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」を議題としますが、関連がありますので協議第12号「農業振興地域内の農用地区域内における砂利採取の同意について」も同時に進めたいと思います。事務局より説明を求めます。

事務局　　＝協議第12号について議案書をもとに朗読・説明＝

砂利採取のため一時転用するものです。深さ 10ｍまで掘削し69,168㎥を砂利採取するもので、採取後は良質の土砂で埋め戻し現状に復旧することになっています。期間は許可日か

	ら平成29年9月30日までとなっております。
	＝議案第64号について議案書をもとに朗読・説明＝
	今回は全部で1件の申請がありました。面積は田11,898.00㎡、畑0.00㎡、計11,896.00㎡です。
	砂利採取（一時転用）　1件　田2筆　11,898㎡
	受付番号1番については、協議第12号で説明したとおりです。
議長	何か質疑ありますか。
	（異議なし）
議長	協議第12号及び議案第64号は原案どおり議決させていただきます。
議長	次に、議案第65号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をします。
事務局	今回は設定が205件、965筆の申請があがっています。面積は、田1,956,486.44㎡、畑3,762.00㎡、計1,960,248.44㎡です。
	＝議案第65号について議案書をもとに内容説明＝
	いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項及び農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしていると考えます。
事務局長	補足説明 農地中間管理機構の農地集積協力金について
議長	何かご質疑ありますか。

（異議なし）

議長　　議案第 65 号は原案どおり議決させていただきます。

議長　　次に報告事項に入ります。

議長　　報告第 21 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

＝報告第 21 号について説明＝

借受人は電気工事業を営む会社です。当初、レンタル用変電設備を順次増加し、その置場とする計画で許可を受けましたが、大手同業者の出現によりレンタル事業を一部中止せざるを得なくなったため、当初の計画を断念し、許可の一部取消しを願い出たものです。願出地は許可後より現在まで、転用されておらず申請地は農地として耕作されています。

議長　　何かご質疑ありますか。

（異議なし）

議長　　報告なので、了解いただいたということで次に進みます。

議長　　報告第 22 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局　　今回は 7 件の届出がありました。田 21,814.00 ㎡、畑 0.00 ㎡、計 21,814.00 ㎡です。

＝報告第 22 号について説明＝

受付番号 1 番から 5 番は、中間管理事業による権利設定のための解約です。
受付番号 6 番から 7 番は、議案第 63 号農地法第 4 条の受付番号 1 に関係するものです。

議長　　何かご質疑ありますか。

（異議なし）

議長　報告なので、了解いただいたということで次に進みます。

議長　次にその他の案件に入ります。

〇農業委員会法改正について

〇富山県農業委員会等研修大会
平成 27 年 11 月 16 日（月）午後 1 時 30 分から

〇次回の委員会　平成 27 年 11 月 6 日（金）午後 2 時から

何かご質疑はありますか。

議長　（発言なし）

議長　以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。

その他、何かご意見はありますか。

議長　（発言なし）

議長　以上をもちまして、南砺市農業委員会第 13 回総会を閉会いたします。

（閉会時刻 午後 3 時 20 分）

議事の正確なるを証して署名する。

平成　　年　　月　　日

議事録署名委員

議事録署名委員

会　　　　長